

「住みごこち一番・可児」に向けた企業登録・協定制度のご案内

仕事と生活をバランス良く 毎日が「わくわく」

# 可児 わくわくWork プロジェクト

WORK LIFE

市では「働き方の見直し」「ワークライフバランス」の実現に取り組む市内企業を登録。さらに模範となる企業と協定を結び、市内外に広くPRすることで、市民と企業とまちがともに発展する取り組みを進めます。

※わくわくWorkとは、仕事も生活も「わくわく」する充実した可児市での暮らしを表現しています。



登録基準となる **4** つの分野



4つの分野の取り組みなどを指定の様式に記入し市へ提出してください。  
様式は市経済政策課の窓口または市ホームページからダウンロードできます。

可児わくわくワーク

[www.city.kani.lg.jp/11768.htm](http://www.city.kani.lg.jp/11768.htm)

平成30年度 登録企業を募集します

募集期間

7月2日(月)～9月28日(金)

## ▶ 対象

市内に事業所があり、常時従業員を雇用し事業活動をおこなっている企業等

## ▶ 登録企業・協定企業の特典

登録・協定を行うと、こんな特典が受けられます！

### 登録

- 1 市の広報誌で紹介
- 2 市のホームページで紹介
- 3 PR 冊子、パンフレットで紹介
- 4 市が実施する企業と学生とのマッチングの機会への優先的参加
- 5 ハローワークへの情報提供
- 6 市の建設工事の入札参加資格審査における加点
- 7 市のプロポーザル方式の評価基準における加点
- 8 金融機関の個人対象向け各種ローンでの金利優遇処置
- 9 制度趣旨に沿った研修会や勉強会への講師派遣

### 協定

登録における特典に加え下記の特典があります。

- 1 市の広報誌で模範となる取り組みなどを掲載
- 2 事業 PR 冊子で特集記事を掲載
- 3 ケーブルテレビの市広報番組で模範となる取り組みなどを紹介
- 4 岐阜県東京事務所や清流の国ぎふ移住・交流センター等への紹介および情報の提供
- 5 市の定住・移住ウェブサイトへの情報の提供

## ▶ 登録・協定の流れ

STEP

1

登録企業の募集

STEP

2

登録の届出(7月2日～9月28日)

STEP

3

登録企業の決定(10月頃) 指定した項目に対して一定以上の実績または宣言があることを要件に登録を決定します。

STEP

4

登録企業から協定企業を選抜 登録企業の中から取り組みの内容が特に優良で、模範となる企業を選抜し、協定を締結します。

STEP

5

協定締結(1月下旬)

お問い合わせ

可児市役所 観光経済部 経済政策課

☎ 0574-62-1111 (内線 2312)

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地

FAX : 0574-63-4754

E-mail : keizaiseisaku@city.kani.lg.jp